

## 【研究ノート】

# 同性婚を支持した台湾司法院判断の分析

弘末 和也\*

## An analysis on the ruling in favor of same-sex marriage of the Judicial Yuan of the Republic of china

Kazuya HIROSUE\*

### 1. はじめに

2017年5月24日、台湾の司法院大法官會議は、同性婚を認めない台湾民法の婚姻に関する規定（以下、「婚姻規定」という）は婚姻の自由及び平等権の保障に反し違憲であると判断した（以下、「本件判断」という）<sup>1)</sup>。司法院は台湾の最高司法機関であり、司法院の大法官會議は憲法裁判所としての機能を果たす<sup>2)</sup>。このような同性婚を支持する司法判断は、アジアでは初である<sup>3)</sup>。全国調査によれば、日本では、同性婚の法制化に賛成の意見が反対意見を上回っており、特に若い世代では賛成意見が優勢である<sup>4)</sup>。このような情勢下において、今後我が国においても同性婚の法制化の是非についての議論が高まることが予想される。そこで、アジアで初めて同性婚を支持した本件判断について、本件判断との間に共通点の見られるアメリカ合衆国連邦最高判決との比較や日本の憲法・民法を踏まえて考察する。

### 2. 本件判断における解釈理由<sup>1)</sup>の要約

#### (1) 婚姻規定の解釈

婚姻規定が「男女」や「夫妻」といった文言を用いていることなどから、民法は一男一女の結合関係に限り結婚として認めていると解される。そのため、同性カップルが法律上の婚姻関係を成立させることは、現時点ではできない。

#### (2) 婚姻の自由の解釈

婚姻の自由は、結婚するか否か及び誰と結婚するかを決定する自由を含み、人格の健全な発展と個人の尊厳の擁護にとって重要であるから、憲法22条により保障される（筆者注：台湾憲法には婚姻の成立要件や婚姻の自由を直接定める規定はないが、22条が、「およそ人民のその他の自由及び権利は、社会秩序及び公共の利益を妨げない限り、等しく憲法の保障を受ける。」と規定し

ている<sup>5)</sup>。同条は、一定の権利・自由を、新しい人権として保障する根拠となる包括的基本権規定であると解されている<sup>2)</sup>）。

同性カップルが共同生活を営むことを目的として親密で排他的で永続的な結合関係を築くことを認めても、異性の二人からなるカップル（以下「異性カップル」という）に対する婚姻規定（婚約、結婚、婚姻の効力、財産制及び離婚などの規定）の適用に影響を与えないし、今日までに異性婚によって確立された社会秩序を変えることもない。同性婚が法的に承認された後は、異性婚とともに、安定した社会の基盤となるはずである。

同性愛者と異性愛者とで、親密で排他的で永続的な結合関係を築きたいと願う気持ちや、そのような関係を築く能力や重要性は異なる。そのため、両者とも等しく婚姻の自由の保障を受ける。

現行の婚姻規定が同性婚（同性カップルが共同生活を営むことを目的として親密で排他的で永続的な結合関係を築くこと）を認めないのは立法上の重大な瑕疵であり、この点で婚姻規定は婚姻の自由を保障する憲法22条に違反している。

#### (3) 平等権の解釈

##### ア 平等権の保障が及ぶ範囲

憲法7条は、「中華民國の人民は男女、宗教、種族、階級、党派の区別なく、法律上一律に平等である」と規定するが、これら5種類の事由は例示に過ぎず、限定的に列举されたものではない。よって、その他の事由、例えば心身の障害や性的指向に基づく区別についても本条の保障が及ぶ。

##### イ 性的指向に基づく区別についての合憲性審査基準

婚姻規定は異性婚を認め、同性婚を認めないところ、同性愛者は性的指向に基づいて不利

\* 函館短期大学 非常勤講師

な取扱いをされている。婚姻の自由は、個人の尊厳と密接に関連する重要な基本的人権である。性的指向は変えることが困難な個性であるところ、同性愛は国内外の保健・医学機関によって疾病ではないとされている。同性愛者は、かつて伝統や習慣により否定され、長らく迫害され、各種の法律上又は事実上の差別を受けてきた。同性愛者は、社会的に孤立し偏見にさらされているマイノリティであるため、政治的な立場が弱い。そのため、同性愛者が一般的な民主政の過程によって法的に劣勢な地位を覆すことは困難である。

以上の理由に基づき、性的指向に基づく区別の合憲性は、通常より厳格な基準に基づき判断されるべきである。すなわち、性的指向に基づく区別は、その目的が重要な公共の利益を追求するものであり、かつ手段と目的との間に実質的関連性がある場合に限り、平等権を保障する憲法7条に違反せず合憲となる。

ウ 婚姻規定が同性婚を認めないことについての合憲性審査

婚姻制度を立法するに当たって生殖能力を考慮することは不合理とは言えない。もっとも、民法は、生殖能力があることを結婚の要件としていない。結婚した夫婦が子どもを産むことができないこと又は未だ産まないことを婚姻の無効事由としたり離婚事由としたりする規定はない。よって、子どもを産むことが婚姻の不可欠の要素ではないことは明らかである。同性カップルは子どもを産むことができないが、異性カップルが子供を産むことができない又は産まない場合も同じである。よって、生殖能力を理由として同性婚を認めないことが合理的な根拠のない差別であることは明らかである。

同性婚を認めても、同性婚の両当事者は異性婚の両当事者と同様の権利を有し義務を負うようになるだけであるから、適齢になるまで婚姻できないこと、配偶者が一人に限られること、近親婚の禁止、婚姻により両当事者が貞節義務及び扶養義務を負うこと等の異性婚制度によって築かれた婚姻の基本倫理秩序に影響を与えない。よって、基本倫理秩序を維持する目的で同性婚を認めないことも合理的な根拠のない差別であることは明らかである。

以上より、婚姻規定が同性婚を認めないことは、平等権を保障する憲法7条にも違反してい

る。

### 3 本件判断とアメリカ連邦最高裁判決の比較

本件判断をより理解するために、同性カップルに対しても婚姻の自由の保障が及ぶと解釈し、婚姻を一男一女の結合に限り認めるアメリカ合衆国の州法は違憲であると判断したオバーゲフェル対ホッジス裁判におけるアメリカ連邦最高裁判決（以下、「本件判決」という）と比較する。

なお、台湾憲法と同じく、合衆国憲法にも婚姻の成立要件や婚姻の自由を直接定める規定はないため、婚姻の成立要件等を制定する権限は立法者にある。台湾では前記の通り民法が婚姻の成立要件等を定めており、アメリカ合衆国では各州が州法によって婚姻の成立要件等を定めている。

また、合衆国憲法においては、修正14条が、「いかなる州も、法の適正な過程によらずに、何人からもその生命、自由または財産を奪ってはならない。」「いかなる州も、その管轄内にある者に対し法の平等な保護を否定してはならない。」と規定しており<sup>6)</sup>、これらの適正手続条項や平等保護条項が、憲法に明文の根拠のないプライバシー権などの人権を認める根拠となる包括的基本権規定であると解されている<sup>2)</sup>。

#### (1) 本件判決の多数意見<sup>7)</sup>の要約

先例は、婚姻の自由は適正手続条項によって保障されると繰り返し認めてきたが、それらが異性婚を想定していたことは否めない。

しかし、先例が婚姻の自由を保障した理由は、二人の人間が長期にわたる絆を通じて、表現の自由や精神的自由などのその他の諸自由を互いに発見できることが婚姻の本質であること等にある。そして、このことは性的指向を問わず全ての人間に共通するから、同性カップルにも婚姻の自由の保障が及ぶ。結婚したいと願う二人の男性又は二人の女性の絆や、そのような深遠な選択を行う彼らの自律・自己決定には尊厳がある。

子どもを産めない又は産まない者にも婚姻の自由は保障される。なぜなら、子どもを産む能力等はどの州でも婚姻の有効要件とはされてこなかったし、先例は生殖のために婚姻したカップルの権利を守ってきたわけではないからである。

同性カップルへの婚姻の自由の保障は、修正14条の適正手続条項だけでなく、同条の平等保護条項にも基づく。

婚姻の自由は基本的人権であり、修正14条の定める適正手続条項及び平等保護条項に基づき、いかなる州も同性カップルから婚姻の自由を奪ってはならない。

(2) 本件判決に対するロバーツ連邦最高裁長官の反対意見<sup>7)</sup>の要約

#### ア 婚姻の自由について

合衆国憲法は婚姻の定義を何ら定めていない。各州は、婚姻の定義を同性カップルも含むものに拡大するか、伝統的な婚姻の定義を守るかを自由に決定する裁量を有する。

憲法が婚姻の自由を保障していること及び各州に婚姻の平等を要求していることに争いはない。真の問題は何が婚姻であるか、又はより詳細に言えば誰が婚姻の本質を決めるのかである。

近年に至るまで、一男一女の結合であることは婚姻の本質とされてきた。子どもは男女の性行為によって生まれる。性行為によって子どもが生まれたら、父母が一緒になって育てることがその子の福祉に適う。それゆえ、子どもと社会のために、妊娠につながるような性行為は永遠の絆を誓い合った男女の間で行われるべきである。社会は、この絆を婚姻して承認してきた。近年まで、全ての州で婚姻は一男一女の結合と定義されてきた。先例も繰り返し婚姻は一男一女の結合であると述べてきた。

多数意見は、適正手続条項に関する先例から同性カップルに対して婚姻の自由が保障されるという解釈を支える原理を導き出そうとする。しかし、多数意見は原理や伝統に全く依拠していない。先例は、適正手続条項に基づいて憲法に明らかな根拠のない権利を基本的人権として選別する際には、裁判官個人の好みに基づかないように最大限慎重でなければならぬと述べてきた。なぜなら、連邦最高裁は、かつて奴隷制の規制を含んだミズーリ妥協は適正手続条項に基づいて認められる奴隷所有者の権利を侵害するので無効であると判断したなど、手痛い失敗を重ねたからである。それゆえ、先例は、合衆国の歴史と伝統に深く根ざした不可欠な権利や自由のみを適正手続条項に基づき基本的人権として認めてきた。

婚姻の自由を基本的人権として保障した先例は、婚姻したいと思っている誰もが婚姻することができる自由を認めたものではない。また、それらの先例は、各州が州法によって定めた婚姻の定

義を変えさせる権利について何も述べていない。本件において上訴人が主張しているのはこのような権利である。多数意見は、憲法がこのような権利を保障すると認めるに足る一つの先例も法的根拠も示していない。このことのみをもって、適正手続条項についての先例に基づき同性カップルに対して婚姻の保障が及ぶとする上訴人の主張を否定するには十分である。

多数意見は、何度も「二人の」と述べるものの、なぜ二人の結合という婚姻の本質は残すべきであり、「男女の」という本質はそうではないのかについて根拠は皆無である。歴史と伝統に基づけば、異性婚から同性婚への飛躍は、二人の婚姻から複婚へのそれよりも大きい。複婚は世界のいくつかの文化に深く根ざしている。多数意見が同性婚を基本的人権と認める根拠は、複婚を基本的人権と認めるべき論拠となり得る。結婚したいと願う二人の男性又は二人の女性の絆や、そのような深遠な選択を行う彼らの自律・自己決定には尊厳があることが同性婚を認める根拠になるのであれば、自律・自己決定を実践している三人の絆にも尊厳があるはずである。同性カップルの子ども達が彼らの家族が劣っているという汚名に苦しんでいることが同性婚を認める根拠になるのであれば、三人やそれ以上の人間が子どもを育てている家庭についても同じことが言えるはずである。

#### イ 平等保護条項について

多数意見は、平等保護条項が同性カップルに対する婚姻の自由の保障の根拠になるとする。しかし、このような解釈は、平等保護条項についての通常の審査と異なる。近代の連邦最高裁における平等保護条項に関する審査方法は目的手段審査であり、同審査では政府による分類(手段)と目的達成との間の関連性が問われる。

本件で問題とされている婚姻を一男一女の結合に限る州法は、平等保護条項を侵害していない。なぜなら、異性カップルと同性カップルを区別することは、伝統的な婚姻制度を維持するという各州の正当な目的と合理的関連性を有するからである。

なお、本件において上訴人が婚姻を定義する州法を主に問題としたのと異なり、婚姻と結びつけられた特定の利益(患者の親族として病院を訪問する権利や公的書類における配偶者の地位など)に関するより焦点の絞られた主張がされてい

た場合は、平等保護条項に反し違憲と判断し得た可能性がある。

### (3) 本件判断と本件判決の比較

#### ア 本件判断と本件判決の多数意見の共通点

憲法には婚姻の自由を保障する明文の規定はないものの、異性婚を想定した婚姻の自由が包括的基本権条項によって保障されることには異論がない。その上で、憲法上保障される婚姻の自由における「婚姻」は、同性間であるか異性間であるかを問わず二人の当事者による永続的な結合又は長期的な絆であり、生殖可能性のある一男一女の関係に限定されないと解釈した点及びそのような「婚姻」の自由の保障は同性カップルにも及ぶと解釈した点で両者は共通する。

ただし、このような解釈を支持するためには、本件判決に対してロバーツ長官が述べる、①婚姻の本質を同性間であるか異性間であるかを問わない二人の結合に求めることは妥当ではない（「男女」を婚姻の本質から外すことが許されるなら、なぜ「二人」が本質として残るのが説得的に説明されていない）、②婚姻の成立要件等を決定する権限・裁量が立法者に与えられている法体制の下で、立法者が決めた婚姻の定義を裁判所（司法）が変更することは妥当ではない、③裁判所は、歴史と伝統に深く根ざした不可欠な権利・自由のみを包括的基本権条項に基づいて基本的人権として認めることが許されると解すべきであるから、婚姻の自由の保障が同性カップルに及ぶと解することは妥当ではないといった共通の批判についての熟慮が必要である。

#### イ 本件判断と本件判決の多数意見の相違点

本件判決の多数意見は、平等保護条項を婚姻の自由の保障が同性カップルにも及ぶことの根拠の一つとしており、平等保護条項の侵害を婚姻の自由の侵害と分けて論じていない。これに対し、本件判断は、婚姻の自由の侵害と平等権の侵害を分け、後者について目的手段審査を行っている。

我が国においては、平等権侵害の有無については、本件判断と同様に目的手段審査をすることが一般的である。よって、我が国において性的指向に基づく区別の合憲性を議論する際には、本件判断が①性的指向は変えることが困難な個性であること及び②同性愛者が一般的な民主政の過程によって法的に劣勢な地位を覆すことが困難であることを認定し、それらを根拠として比較的厳格な

審査基準（厳格な合理性の基準）によって合憲性を審査していることが参考になる。

もっとも、本件判断は、平等権侵害についての目的手段審査を行う際にも、婚姻の自由の保障が同性カップルに対しても及ぶとの解釈を前提としているところ、そのような解釈の妥当性について熟慮が必要であることは前記の通りである。

## 4 婚姻の自由と日本の憲法・民法の解釈

### (1) 日本の民法の婚姻条項の解釈

異説がないわけではないが、日本の民法はその婚姻に関する規定において、台湾民法と同様に「夫妻」の文言を用いていることなどから、同性婚は日本の民法上認められないと解する見解が一般的である<sup>8)</sup>。この見解によれば、日本において同性婚を法制化するためには、民法を改正するか新法を制定する必要がある。

### (2) 婚姻の成立要件について定めた日本国憲法

台湾憲法やアメリカ合衆国憲法と同様に、日本国憲法には婚姻の自由を保障する明文の規定はない。他方で、台湾憲法やアメリカ合衆国憲法には婚姻の成立に関する規定がないのと異なり、日本国憲法24条1項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」と定める。

#### ア 24条1項は同性婚を禁止すると解する見解

24条1項を根拠として、婚姻は男女間にか認められていないと解する見解<sup>8,9)</sup>によれば、同性婚を認めることができるように改憲しない限り、民法改正か新法制定によって同性婚を法制化することは違憲となる。

ただし、この見解に立ったとしても、婚姻に類似する法制度を立法することにより、同性カップルの権利利益の保護を拡充することは可能である。なお、日本とは憲法上の規定や歴史的背景が異なるものの、同性婚の法制化には憲法改正が必要であるとの前提に立ち、憲法を改正した上で同性婚を法制化した国として、アイルランドが挙げられる。同国では、「二人の当事者は、その性別を問わず、法律の定めに従って婚姻することができる」との規定を憲法に加えることについての国民投票が行われ、賛成多数で可決された<sup>10)</sup>。

#### イ 24条1項は同性婚を禁止しないと解する見解

24条1項の「婚姻」は異性婚のみを指すと解した上で、同条同項は異性婚が合意のみによって成立すること（旧民法下において婚姻の要件とされていた戸主や親の同意は不要であること）を明らかにする趣旨で規定されたものに過ぎず、憲法は同性婚については何も規定していないと解する見解<sup>11)</sup>によれば、改憲せずとも、同性婚を法制化することが許される。

ウ いずれの見解が妥当か

24条の趣旨は、戦前旧民法が採用した家制度を解体し、個人の尊厳と両性の平等に基づく新たな家族像を構築すること、家族に個人主義を浸透させることにある<sup>12)</sup>。

24条1項の基となったGHQ草案の23条は、「婚姻ハ男女両性ノ法律上及ヒ社会上ノ争フ可カラサル平等ノ上ニ存シ両親ノ強要ノ代リニ相互合意ノ上ニ基礎ツケラレ且男性支配ノ代リニ協力ニ依リ維持サレルヘシ」と定めていた<sup>13)</sup>。このことから、「合意のみに基づいて成立し」の沿革は「両親ノ強要ノ代リニ相互合意ノ上ニ基礎ツケラレ」にあること、すなわち「のみ」と規定した趣旨は両親の強要を排除することにあつたことは明らかである<sup>14)</sup>。

日本国憲法の制定当時に、そもそも同性婚の概念や同性婚の法制化の是非が認識・検討されていたとは考えられない。本件判決の多数意見が言及するように、同性愛者の権利が認識されるようになったのは20世紀の終盤だからである<sup>7)</sup>。よって、戦力の保持、貴族制、拷問・残虐刑などが、それらの歴史的弊害の認識の上に日本国憲法により禁止されたのとは異なる。

以上に基づき、筆者は、24条1項は同性婚を禁止しないと解する見解を支持する。

(3) 婚姻の自由の解釈に関する我が国の状況

憲法24条1項は同性婚を禁止しないと解する見解を前提とし、同性婚を禁止すると解される民法の規定は違憲であると訴訟において主張されたと仮定した場合、我が国の最高裁は同性カップルに対しても婚姻の自由の保障が及ぶと解するであろうか。

ア 近時の最高裁判決の多数意見

婚姻に対して直接的な制約を課す再婚禁止期間を定める民法の規定（女性のみ一定期間再婚できないとする）の一部が違憲であると判示した近時の最高裁大法廷判決の多数意見は、次のように

述べる<sup>15)</sup>。

婚姻及び家族に関する事項は、国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえつつ、それぞれの時代における夫婦や親子関係についての全体の規律を見据えた総合的な判断を行うことによって定められるべきものである。したがって、その内容の詳細については、憲法が一義的に定めるのではなく、法律によってこれを具体化することがふさわしいものと考えられる。

憲法24条2項は、このような観点から、婚姻及び家族に関する事項について、具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねるとともに、その立法に当たっては、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、その裁量の限界を画したものと見える。

また、同条1項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」と規定しており、婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるという趣旨を明らかにしたものと解される。

婚姻は、これにより、配偶者の相続権（民法890条）や夫婦間の子が嫡出子となること（同法772条1項等）などの重要な法律上の効果が与えられるものとされているほか、近年家族等に関する国民の意識の多様化が指摘されつつも、国民の中にはなお法律婚を尊重する意識が幅広く浸透していると考えられることを併せ考慮すると、上記のような婚姻をするについての自由は、憲法24条1項の規定の趣旨に照らし、十分尊重に値するものと解することができる。

そうすると、婚姻制度に関わる立法として、婚姻に対する直接的な制約を課すことが内容となっている本件規定については、その合理的な根拠の有無について以上のような事柄の性質を十分考慮に入れた上で検討をすることが必要である。

そこで、本件においては、上記の考え方に基づき、本件規定が再婚をする際の要件に関し男女の区別をしていることにつき、そのような区別をすることの立法目的に合理的な根拠があり、かつ、その区別の具体的内容が上記の立法目的との関連において合理性を有するものであるかどうか

という観点から憲法適合性の審査を行うのが相当である。

#### イ 本件判断や本件判決の多数意見との比較

近時の我が国の最高裁の多数意見は、本件判断や本件判決と異なり、異性婚の事案においてさえ、婚姻の自由は十分尊重に値するものと解することができることと述べるにとどまり、婚姻の自由を基本的人権として保障するとは述べていない。同多数意見は、婚姻に関する事項についての立法者の裁量を尊重しており、立法裁量には一定の限界があると解するものの、婚姻の自由に関する男女の区別について緩やかな基準（合理性の基準）を用いて合憲性を審査している。

そもそも、我が国においては、多数の新しい人権が主張されてきたが、最高裁が認めた例は非常に少ない<sup>16)</sup>。我が国の憲法解釈学に多大な影響を与えた芦部信喜は、「これらの権利について、明確な基準もなく裁判所が憲法上の権利として承認することになると、裁判所の主観的な価値判断によって権利が創設されるおそれもある。そこで、憲法上の権利と言えるかどうかは、特定の行為が個人の人格的生存に不可欠であることのほか、その行為を社会が伝統的に個人の自律的決定に委ねられたものと考えているか、その行為は多数の国民が行おうと思えば行うことができるか、行っても他人の基本権を侵害するおそれがないかなど、種々の要素を考慮して慎重に決定しなければならない<sup>16)</sup>」と述べ、本件判決に対するロバーツ長官の反対意見と同様に新しい人権を認めるか否かの判断において司法の謙抑性を重視する姿勢を見せている。

以上からすれば、前記の仮定に立った場合に、我が国の最高裁が、婚姻の自由の保障が同性カップルにも及ぶと解する可能性は高いとはいえないと考える。

### 5. おわりに

台湾、アメリカ合衆国及び我が国は、憲法に婚姻の自由を保障する明文の規定がない点で共通している。

日本国憲法には「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」するとの条文があるため、憲法が同性婚を禁止するかがまず問題となるのに対し、台湾憲法とアメリカ合衆国憲法には婚姻の成立についての規定はない。

台湾とアメリカ合衆国においては、異性婚を想定した婚姻の自由が包括的基本権条項によって保障されるとの解釈には異論がなく、本件判断と本件判決の多数意見は、その上で、①憲法上保障される婚姻の自由における「婚姻」は、同性間であるか異性間であるかを問わず二人の当事者による永続的な結合又は長期的な絆であり、生殖可能性のある一男一女の関係に限定されない、②そのような「婚姻」の自由の保障は同性カップルにも及ぶと解釈した。

対して、我が国の最高裁は、異性婚の事案においてさえ、婚姻の自由は尊重に値するものと解することができることと述べるにとどまっていることなどから、日本国憲法は同性婚を禁止していないと解釈することを前提としても、我が国の最高裁が婚姻の自由の保障が同性カップルにも及ぶと認める可能性が高いとはいえないと考える。

そこで、我が国で訴訟によって同性カップルが権利利益の保護の拡充を求めるのであれば、その手法としては、同性婚を認めないと一般的に解されている民法の婚姻規定の違憲性を主張するよりも、我が国において婚姻と結びつけられた特定の利益（税制における配偶者控除等）に関する同性カップルと異性カップルの差別の違憲性を主張する手法の方が実効的であると考え（ロバーツ長官の前記反対意見参照）。

そして、そのような主張がなされた場合は、裁判所は、本件判断において言及された、①性的指向は変えることが困難な個性であり、同性愛は国内外の保健・医学機関によって疾病ではないとされていること及び②同性愛者が一般的な民主政の過程によって法的に劣勢な地位を覆すことは困難であることを考慮すべきである。①・②の状況は我が国においても異ならないからである。

我が国においても、性的指向に基づき不利益を受けている同性愛者は大勢いる。司法によって不利益を解消することが可能又は妥当であるかは格別、民主的議論を通じて性的指向や同性愛者についての理解を深めることは、同性愛者の権利利益の保護拡充につながる道となるだけでなく、より多様で開かれた社会を築くことに寄与するはずである。そのような議論が今後更に高まることを望む。

## 6 引用・参考文献

- 1) 台湾司法院. 釋字第748號解釋文・解釋理由書, 2017  
<http://jirs.judicial.gov.tw/GNNWS/NNWSS002.asp?id=267570>
- 2) 君塚正臣. 比較憲法. ミネルヴァ書房, 2012
- 3) “台湾で同性婚にアジア初の合法判断、支持者らに喜び広がる”. ロイター. 2017年5月25日.  
<http://jp.reuters.com/article/marriage-idJPKBN18L062>
- 4) “同性婚「賛成」51%世代間の認識に差”日本経済新聞. 2015年11月19日.  
[http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG29H29\\_Z21C15A1000000/](http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG29H29_Z21C15A1000000/)
- 5) “中華民國憲法”. 全國法規資料庫.  
<http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=A0000001>
- 6) “アメリカ合衆国憲法に追加され またはこれを修正する条項”. アメリカンセンター J A P A N.  
<https://americancenterjapan.com/aboutusa/laws/2569/>
- 7) Obergefell v.Hodges,576U.S.(2015)
- 8) 窪田充見. 家族法. 有斐閣, 2011
- 9) 本澤巳代子・大杉麻美・高橋大輔・付月. よくわかる家族法. ミネルヴァ書房, 2014
- 10) “Ireland becomes first country to legalise gay marriage by popular vote”.The guardian. 2015年5月23日  
<https://www.theguardian.com/world/2015/may/23/gay-marriage-ireland-yes-vote>
- 11) 宇田川しい. “『同性婚と国民の権利』憲法学者・木村草太さんは指摘する。「本当に困っていることを、きちんと伝えたい」”. HuffPost Japan. 2017年5月3日  
[http://www.huffingtonpost.jp/2017/04/27/kimura-sota-same-sex-marriage-\\_n\\_16285450.html](http://www.huffingtonpost.jp/2017/04/27/kimura-sota-same-sex-marriage-_n_16285450.html)
- 12) 渋谷秀樹. 憲法第2版. 有斐閣, 2013
- 13) 和田幹彦. 家制度の廃止. 信山社, 2010
- 14) “憲法記念日：日本国憲法は同性婚を禁じていない”. N P O 法人 E M A 日本. 2017年5月3日  
<http://emajapan.org/news/notice/1845>
- 15) 最大判平成27年12月16日民集69巻8号2427頁
- 16) 芦部信喜(高橋和之補訂). 憲法第5版. 岩波書店, 2011